

◎開議の宣告

○石山米男 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員より、例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎陳情第2号及び陳情第4号の継続審査の申し出について

○石山米男 議長 日程第1、陳情第2号非核三原則の法制化を求めることについて及び日程第2、陳情第4号鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、「公約」を守ることについての2件は、総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎議案第2号～議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第3、議案第2号横手市障害者グループホーム設置条例より、日程第23、議案第73号平成22年度横手市病院事業会計予算までの21件を一括議題とします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（22番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして厚生常任委員会に付託になりました、議案21件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号では、グループホームの整備状況について質疑があり、当局より、民家を共同生活住居に用途変更し、消防署の検査も終えたところである。設備では、防火壁、誘導灯、火災感知器を整備し、警備保障による通報システムも設置した。今後、2棟についても同様の整備を行うとの答弁がありました。

このほか、入居予定者の状況、入居者の費用負担、今後の入居者の高齢化への対応計画、管理支援体制について質疑があり、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号では、放棄する返還金の内容について質疑があり、当局より、過誤による診療報酬返還金であり、福祉医療費21件、国民健康保険4件、老人保健17件の計42件、12名分であるとの答弁が

ありました。

本案について、以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号では、保険財政共同安定化事業の拠出金について質疑があり、当局より昨年度6,000万円に対し今年度は現段階で1億5,000万円ほどの見込みである。制度の問題点は認識しているが、国の制度である以上、現状では従わざるを得ないとの答弁があり、委員から、市民に実態を周知すべきであるとの意見がありました。

このほか、事故補てん金についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号では、督促の延滞金が増額補正となったことへの対応について質疑があり、当局より、今年2月末時点で、平成20年度未納分の67%が納付されている。未納は22名であり、生活が苦しくて納められない方が多い。なお、資格証明書の交付がないようすべての滞納者と対応し、徴収や納税相談を行っているとの答弁がありました。

このほか、県広域連合への要望などがあり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、議案第35号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号では、設備の整備内容と、民間施設でのスプリンクラー整備に対する支援についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号では、経営改善の方策について質疑があり、当局より、利用率の低下は十分に認識しており、病院退院者の自立支援に向けた支援や、居宅介護支援事業所などとの連携に取り組んできた。なお、介護度の低い方は民間施設を利用し、当施設は介護度3以上の高い方の利用が68%という状況もあるとの答弁があり、委員より、入所者はいずれ特養へ行く場合が多い。多面的な経営努力をされたいとの意見がありました。

このほか、利用率低下の実態、防火設備整備状況などについて質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号では横手病院の増改築事業の進捗状況について質疑があり、当局より、今年度分の工事は3月末で終了し、検査の後、4月16日に引渡しの予定である。医療機器や備品を設置して、連休に引っ越しを行い、連休明けから診療開始の予定であるとの答弁がありました。

このほか企業債について質疑があり、討論はなく、採決の結果、出席者全員賛成で、原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号では、財政調整交付金、収納率基準の改定、滞納繰越金などについて質疑があり、討論では、立身万千子委員より、本案に反対である。国の制度が国民本位ではない。後期高齢者医療制度への高額な負担に加え、増加する滞納問題など市民の立場に立てば容認できる内容ではないとの討論があり、また、齋藤光司委員からは、本案に賛成である。確かに国の制度には翻弄されている。しかし、決められた制度の中での努力は認める。今後の保険財政共同安定化事業と滞納問題への対応を要望して賛成するとの討論がありました。

本案について、以上の質疑、討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号では、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号では、一般管理費の積算根拠について質疑があり、討論では、立身万千子委員より、本案に反対である。国の制度に則り県単位の広域連合で決められた内容を自治体として粛々と進めざるを得ないが、市民の立場としては容認できないとの討論がありました。

本案について、以上の質疑、討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号では、保健師の体制と配置について質疑があり、当局より、平成22年度は現状維持である。平成23年1月1日から33名体制で合併以前と同様の状況である。本庁への集約については、必要などころに必要な人数を配置するというので、地域局から職員を引き上げるものではない。職員全体が削減される中で適正な配置を目指すとともに、どこでも同じサービスが受けられるような整備を目指す。

このほか、生活機能評価チェック、法定負担金などについて質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号では、地域包括支援センターの配置計画とケアマネジャー業務実態について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号では、指定管理施設からの帰任計画について質疑があり、当局より、平成22年度当初で、4施設から52名中23名が帰任する。平成21年度では、24名の帰任者のうち2名が一般職として帰任している。このほか、人件費の内訳、非常勤職員の処遇、民間施設との比較、繰入金金の充当対象、指定管理施設の経営実態と入居基準などについて質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号では、人件費の予算措置の方法や収支の均衡と人件費の負担増について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号では、授産費に質疑が集中し、当局からの主な答弁は、平成22年度はリンゴのポリパック詰め、うどんの箱詰めとその箱の組み立て、ペンキ缶の製作、ウエス製作などの作業を予定している。類似施設との連携については、スノーポールなど一般競争入札による契約もあり難しいが、必要性の認識はある。今後検討していきたい。賃金については、平成21年度、スノーポール製作の工賃が月4,000円から6,000円に上昇したなどでありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号では、職員給与費増額の理由について質疑があり、当局より、横手病院では後期研修医2名が増となる。そのほか、理学療法士、レントゲン技師の増員、透析や消化器センターなど新設に対応する看護師の補強を予定している。大森病院では、看護師4名と理学療法士1名の増員などを予定しているとの答弁がありました。このほか、夜勤看護師の確保、過年度分損益勘定留保資金、患者の通院支援、医業収入増の内容、診療科目と医師の体制、国・県補助金の対象、療養病床の運営、増改築事業の目的、病院機能評価、業務予定量、横手病院の経営体制と駐車場整備などについて質疑があり、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

このほか、審査では、一般廃棄物処理場整備事業について、地元市民を対象に開かれた説明会の状況と今後の進め方について当局より報告があり、質疑が交わされました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第2号横手市障害者グループホーム設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第51号平成22年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第53号平成22年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第73号平成22年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件を除く17件について採決いたします。17件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、17件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第1号～議案第60号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第24、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求めることについてより、日程第33、議案第60号平成22年度横手市市営温泉施設特別会計予算までの10件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました陳情1件及び議案9件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号については特段の意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号については、有機センターの使用料についての質疑がありました。

本案については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号については特段の質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号ではいっぷく館のこの後の使用計画についての質疑がありました。

本案についての討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、議案第25号及び議案第29号については特段の質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号では、雄川荘のピロティ改修事業について、今後の利益をどれくらい見込んでいるのかとの質疑に対して、当局より、今回きめ細かな臨時交付金で2,100万円の休憩室を設置したいということである。休憩室については雄川荘になかったもので、地元の利用者の方々からできれば休憩室が欲しいということで要望があった。もう一つは、三吉山荘が平成22年度中には営業の終了を予定していることもあり、そのお客さんをできるだけ雄川荘に引き寄せたいということからこの事業を計画した。三吉山荘については、年間5万5,000人ぐらいの利用客がいるが、できればその3分の1ぐらいは雄川荘に引き込みたいと見込んでいる。そうすると1万5,000人ぐらい、420円とすると600万円ぐらい入るし、後は休憩室の利用も当然ある。今のところ210円程度と考えているが、5,000人ほどの利用で100万円、軽食の提供により200万円ほど。合計で900万円から1,000万円程度見込めると思っている。ただ、人的な配置も必要になるし、その経費もあるので半分ぐらいを差し引くと年間400万円から500万円程度となり、四、五年ぐらいで何とか元はとれるという試算はしているとの答弁がありました。

また、そもそも温泉施設にはそれぞれのコンセプトがある。どこまでも一般会計から未来永劫温泉施設全般に投入していく考えなのかとの質疑に対して、当局より、市内の温泉の経営に関しては、産業経済部と総務企画部のほうで検討しているところだ。本来であれば早い段階で方針を示すべきところだったが、去年の12月にも示せなく、この3月議会においては、交付金があるにせよ、改修事業がある中で、ある程度の素案を示せばよかった。今回そこに至らなかったというのは申しわけないと思っている。今後所轄の産業経済部、この経営の再建を検討すべき総務企画部と早急に詰めて、平成22年度の早い時期に皆さん方に方向性だけは示させてもらうとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号については特段の質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号では、温泉施設の料金の試験的取り組みについての質疑に対して、当局より、経営向上のためには、試験的な方法を即座に取り入れてやっていくということは望ましいと思う。料金については、公的な機関で条例に定められており、その範囲内でそういうことができるかどうか調査し、できるものであれば検討してまいりたい。また、全部の施設に関してそういうことができるのかも研究してみたいとの答弁がありました。

また、三吉山荘の営業終了時期についての質疑に対して、当局より、三吉山荘の営業の終了については、平成22年度中ということ考えている。今回補正予算で雄川荘に休憩室設置が決まると、その改修を待って三吉山荘の営業を終了したいと思っている。また、三吉山荘の取り壊しについての予算はまだ

上げていない。条例で施設の廃止を改正しなければいけないので、それが決まらないうちに、例えば12月分までという予算措置はできなかったこともあり、1年間の通年予算を組ませていただいた。雄川荘に休憩室等ができて営業が移せるという段階で設置条例の廃止を提案したいと思っているとの答弁がありました。ほかに温泉施設の職員の対応などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） 議案第39号についてちょっと質問させていただきます。

この雄川荘のことを踏まえて三吉山荘の件が審議されたようではすけれども、雄川荘というのは地域間交流センターという目的で建てられて、本来温泉という建物ではないというふうに記憶しています。その中で、したがって、湯槽もそんなに大きくなくつくられていたと思います。今、実際に三吉山荘を廃止して3分の1ぐらいのお客さんを見込んでいるということで、休憩室もつくるようではすけれども、そうすると、あの浴槽で十分なのかと。今まで雄川荘を利用していた方からすれば、三吉山荘がなくなったので、それなりのお客さんが増えた場合に不便にならないか、なる可能性がないかということについての審議とか話はなかったですかということをお尋ねします。

○石山米男 議長 委員長。

○土田祐輝 産業経済常任委員長 温泉施設については、非常に細かな、そして深い議論がありました。特段、雄物川にあるえがおの丘、あるいは三吉山荘、雄川荘、この3つに絡んだ質問が多かったわけで、その設置の目的から、それから今までの利用状況、結構細かに説明がありました。特にえがおの丘は、一般会計からの繰り入れが多過ぎるということもありましたし、三吉山荘は、今の委員長報告の中でもありましたように、いずれ廃止の方向でその3分の1ぐらいはぜひ雄川荘とかえがおの丘に呼び込みたい、そういう施策を展開したいというような説明がありましたけれども、浴槽まで踏み込んだ委員からの質問はなかったように記憶しています。

○石山米男 議長 13番。

○13番（小沢秀宏議員） そういうことだとすれば、もしかすれば浴槽について狭いとかが多くあれだったという声が出る可能性がありますので、それについては今後対処していったらいいんじゃないかというふうに思います。

○石山米男 議長 答弁は特別要りませんね。そのほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第39号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く9件について採決いたします。9件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、9件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第2号～議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第34、請願第2号市道「荒田・千本野線」の拡幅改良についてより日程第54、議案第74号平成22年度横手市水道事業会計予算までの21件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（15番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 建設常任委員長 建設常任委員会委員長報告。

今定例会において建設常任委員会に付託になりました請願1件、陳情1件、議案19件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第2号について意見、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第3号について、踏切に接続する道路を先に整備し、JRとの交渉に臨むという手法もあるのではないかという意見がありましたが、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号について主な質疑と答弁を申し上げます。

初めに、料金改定で7.9%引き上げて、市全体の料金を今後統一していくのかとの質疑に対し、当局より、現在はばらばらの料金であるが、経過措置を設け、2年後については統一した料金で運営していきたいと考えているとの答弁がありました。また、料金改定についての住民説明会での反応はどうだったかとの質疑に対し、当局より、昨年12月から料金改定について各地域の地域協議会で説明会を開き、承認いただいている。さらに、ことし1月に入り、各地域で住民説明会延べ18回を開き、166人の参加をいただいた。また、2月には40ほどの事業所を個別に訪問し料金改定について説明した。説明会では改定に対する反対意見は特になく、値上げは不本意であるが、市の状況も理解できるとの意見が寄せら

れ、今回の改定についてはご理解いただいたと考えている。使用料が下がる地域については経過措置を設けず、すぐにでも改定して欲しいという意見や、加入率を向上させることで使用料収入を増やすべきだという指摘もいただいた。説明会の開催を呼びかけても参加してもらえないという状況であるが、この後も地域局と相談しながら折に触れて説明してまいりたいとの答弁がありました。

このほか、し尿、浄化槽汚泥の流域処理施設での統合処理について、未加入者への罰則規定について、未加入世帯への戸別訪問とその実績について、流域下水道の増設計画と負担金について、下水道整備計画の見直しについての質疑がありました。

本案については討論なく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号について、赤坂総合公園内の施設に関する質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、第27号、第28号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号について主な質疑と答弁を申し上げます。

年度末に一般財源から1億円を超える繰り入れを持ってくるというのは財政上大変なことだと思うが、こうすることになった経過についての質疑に対し、当局より、今回地域活性化・公共投資臨時交付金の充当があり、その結果一般会計から繰り入れいただいたということであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号について主な質疑と答弁を申し上げます。

平成23年度から企業会計に移行した場合の一般会計からの繰入金についての質疑に対し、当局より、企業会計への移行により特別会計でいただく名目は繰入金から補助金となるが、一般会計から資金をいただかなければ運営できない状況に変わりはない。補助については財政当局側としっかり協議してまいりたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、第43号、第45号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、第49号、第61号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号について主な質疑と答弁を申し上げます。

水洗化資金融資利子補給費の計上額と加入の推進についての質疑に対し、当局より、水洗化促進キャ

ンペーンとリフォーム補助等を22年度も継続するので、リフォーム事業を宣伝し、活用しながら水洗化を促進していきたいと考えている。これまでの負担の公平性の関係もあるので、難しい問題ではあるが、平成23年度以降リフォーム補助金にかわるようなものを下水道でも考えられないか検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号について主な質疑と答弁を申し上げます。

終末処理場と管渠の施工順序についての質疑に対し、当局より、処理場は汚水の量が確保できないと処理能力等が発揮できないため、全体的な効率からすると管渠をある程度つくるほうがベターだという判断で管渠のほうを先に施工させたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号について主な質疑と答弁を申し上げます。

個人設置型の浄化槽に対し補助金を上乗せしていかなければ、事業による不公平感が出るのではないかと質疑に対し、当局より、市の事業費については下水道にはかなりの額を投入しており、個人設置型浄化槽にはそれほど投入していないのが事実ではあるが、財源の問題から個人設置型の補助率を大幅に引き上げることは難しい。ただし、使用料については下水道の平均的な使用水量の1人当たり6立方メートルを浄化槽区分の人数に当てはめて計算すれば、下水道と浄化槽はほぼ同じぐらいの金額になるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号について主な質疑と答弁を申し上げます。

浄水場の実施設計についての質疑に対し、当局より、上内町については上下水道部としても建設予定地や浄水方法などある程度固めている段階であり、供用開始にあわせて民間委託も検討している。プロポーザル方式についても早急に検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、成瀬ダムの負担金と水利権取得費についての質疑に対し、当局より、負担金は、現在の工事費にかかる部分の0.36%であり、負担期間は平成14年度から平成29年度まで。供用開始予定は平成30年度である。水利権取得費は総額で5億5,000万円になるとの答弁がありました。

また、ダム本体工事の取りやめを想定した場合の国土交通省との交渉についての質疑に対し、当局より、ダム水利権を取得するために昨年から協議していたが、ダムの認可の関連でおくれ、国土交通省との協議が3月下旬にずれ込んでおり、現在はもとのままの水利権を2年間更新している。成瀬ダムの増田・十文字地域については、河川の区域外に井戸を掘りたいということで現在協議している。正式には新年度から再度話を詰めることになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第21号土地及び建物権利の取得についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第47号平成22年度横手市下水道事業特別会計への繰入れについてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第62号平成22年度横手市下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第74号平成22年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件を除く17件について採決いたします。17件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、17件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎請願第1号～議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第55、請願第1号学校給食の委託炊飯業務の継続に関することについてより、日程第82、議案第78号工事請負契約の締結についてまでの28件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました請願1件、議案27件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号について意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号について主な質疑と答弁を申し上げますと、財務部をなくすことについてとの質疑に対して、当局より、これまでは財源管理という部分を重視する視点で財務部を規定してきた。これから財源的には合併特例による交付税が少なくなるなど、ますます厳しい状況が予想される。財源が厳しい中では特に政策を選択することや、その順位づけを重視しなければならない。それもスピーディーに選択していかなければならない。それから市民の皆さんの意見をいかに的確に吸収して判断していくかがポイントとなる。そのためには総合計画を担当する企画と財政課が常に綿密に連携をとって進むべきではないかということで、企画部の中で政策選択をより綿密にできる形を考えたところである。権限が集中して困るのではないかという点であるが、政策決定の過程をできるだけオープンにしていくことが非常に重要だと思う。例えば、既に行っている各地域協議会、地区会議、出前トーク、直接対話で要望を聞くようにする。それからもう一つは、今年度、総合計画見直しのための市民アンケートをとったが、その中でも市の情報をオープンにしながら重要度、満足度などについて調査している。それはいずれ政策判断するに際し、議会にしっかりオープンにしながら判断していくと思うが、意思決定過程の中でも一定程度情報をオープンにしていくということで不透明さをなくしたり、特定のところで仕事が進むことは回避されていくのではないかと思うとの答弁がありました。

そのほか、税を扱う部署の管理体制はこれでいいのかなどの質疑がありました。

また、もう少しこのような段取りで進めるので議会でも議論してもらえないかという気遣いが欲しいとの意見がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号、第6号、第7号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号について主な質疑と答弁を申し上げますと、修学旅行の子どもたちに来てもらうためにどうするのかとの質疑に対し、当局より、平成25年度になると農山村の交流プロジェクト事業が始まる。これについては、財団法人まちむら交流機構という体験希望するところを取りまとめるコーディネート組織が既に立ち上がっている。市内の小・中学生に主に使ってもらいたいが、長いスパンの中ではその機構に登録して、そこを仲介に修学旅行の招致なり農山漁村の体験をしたいという学校の招致に努めたいと思っている。いろんな活動体験メニューの中で農山村体験ももちろんだが、その風土に生きる人々との交流、ふれあいも勉強してもらいたいと思っている。その意味では、まんが美術館、今活動を積極的にやっている蔵のまちづくり等、将来的にはそういう事業ともタイアップして展開していきたいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号及び第13号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号について主な質疑と答弁を申し上げますと、この名称に至った経緯についてとの質疑に対し、当局より、503件の応募の中から西部地区中学校統合基本構想策定委員会で3点まで絞って市長に決定してもらった。この校名に込められた思いを読み上げると、東に御嶽山を望み、奥羽の稜線から上る朝日、その光が雄大な出羽丘陵の連山を照らすとき、西に見晴かす鳥海山に見守られ、眺望はるかに青雲映える峰々が広がっている。曇りなく澄みきった空、これを明るい明と、清新の気みなぎる山のいただき、これを峰としている。明知を持った子どもたちの明るく健やかな未来を表し、風光絶佳の連山を控えた広大な沃野は、生命をはぐくむ豊かな自然のように、心の豊かさを象徴しているというような意味が込められているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、第18号、第19号の3件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号では、主な質疑と答弁を申し上げますと、契約時の保証金などの制度についてとの質疑に対し、当局より、契約保証金については、市の契約規則に基づいて工事金額が低いということで免除になった案件だ。ルールづくりを内部で検討している。くじ引きで全部当たったという業者はいないが、6割当たっている業者もいるし、3回やって1回も当たっていない業者もいる。その辺制度改正し、幾らかでもクリアできる方法がないか考えてみたいとの答弁がありました。

本件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号の8件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号、第75号、第76号の3件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号について主な質疑と答弁を申し上げますと、子どもたちの勉強への影響についての質疑に対し、当局より、我々も最も配慮しなければいけないと思っている。特に、受験を迎える3年生に関しては仮設の校舎として現校舎の裏側となる東側のほうに設けるプレハブに入ってもらおうことにしている。1年生、2年生は現校舎で授業を受けることになるが、特に音が出る工事については夏休みなどを使いながら集中的に行いたいと思っている。体育授業で体育館へはスクールバスの活用を考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。1番。

【1番（木村清貴議員）登壇】

○1番（木村清貴議員） 議案第3号は、予算特別委員会において減額修正された庁舎増築予算と一体であると考えます。加えて、当局においては市民の声の代表である議会側に対し十分な説明がされたとは言いがたく、また、この議案に限らず協議の場が不足したまま議案として提案されるケースが多いことは残念でなりません。よって、この議案第3号に関しては時期尚早と判断し、反対討論といたします。

○石山米男 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第1号横手市地域局設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第3号横手市行政組織条例の全部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立ゼロであります。したがって、議案第3号は否決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第16号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く25件について採決いたします。

25件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、25件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号及び議案第79号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第83、議案第30号平成21年度横手市一般会計補正予算（第13号）及び日程第84、議案第79号平成21年度横手市一般会計補正予算（第14号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（13番小沢秀宏議員）登壇】

○小沢秀宏 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりました案件中、議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第30号の審査につきましては3月2日に、また、議案第79号の審査につきましては3月10日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会にそれぞれ所管の部分を委嘱いたしました。

各分科会審査は3月12日、15日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会会長報告を受け、報告はすべて原案のとおり可決すべきものであります。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議案第30号及び議案第79号についての一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第30号平成21年度横手市一般会計補正予算（第13号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成21年度横手市一般会計補正予算（第14号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立全員であります。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○石山米男 議長 日程第85、議案第50号平成22年度横手市一般会計予算を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（13番小沢秀宏議員）登壇】

○小沢秀宏 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第50号について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

各分科会審査は3月12日、15日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受けたところ、厚生分科会と産業経済分科会及び建設分科会の分科会長報告は原案のとおり可決すべきものでありました。総務文教分科会では採決を行わないこととしたとの報告でありました。

また、佐藤忠久委員ほか4名より、本案に対しお手元に配付している修正案が提出されました。

修正の内容は、歳出総務費から本庁舎増築事業及びそのネットワークに係る委託料及び工事請負費など3億587万3,000円を減額し、歳入では繰入金5,417万3,000円のほか本庁舎増築事業に係る地方債2億

5,170万円の計3億587万3,000円を減額しようとするものであります。

分科会長報告及び修正案に対し質疑はなく、修正案に賛成の討論があり、修正案について起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正議決した部分を除いた原案について起立採決を行い、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議案第50号についての一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
29番高橋議員。

○29番（高橋勝義議員） 委員長報告について、私個人わかりませんのでお聞きいたします。

修正案の3億587万3,000円それぞれの歳入、歳出についてはわかります。事項別明細書の歳出の面について、委託料の修正案、あるいは工事費の修正案、備品購入費の修正案があります。そこで一番大きいのは工事請負費の修正案、いわゆる減なんですけれども、2億6,460万円の修正減がありますけれども、この内容についてはどういうことで減額修正したのかについてお聞きします。

○石山米男 議長 暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

---

午後 2時48分 再開

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○石山米男 議長 委員長。

○小沢秀宏 一般会計予算特別委員長 それではお答えいたします。

そういう説明はございませんでした。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので発言を許可いたします。

8番鈴木議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 平成22年度一般会計に反対の立場で討論に参加します。

地方自治体の行政は、国の大きな制約のもとで市民福祉向上させる施策をどれだけ実現できるかが問われるものであり、依然として厳しい社会経済情勢下の予算編成には当局も苦労されたことと思われま。しかし、乳幼児医療費無料化の拡充、各市民福祉向上対策や施策等も進展、対応が見えず、また、

農業における新たな対策や市独自の農家への支援施策等について、市長は近隣自治体の努力をどれだけ参考にされたのか疑問に思います。また、私どもは組織機構改革の必要性は認めます。けれども、市民の立場から見れば、市の施設である地域局の建物を市民団体に貸与するとはいえ、精査を徹底しないままでは維持管理の面でも無駄な経費が増える可能性を懸念せざるを得ません。

厳しい経済状況だからこそ市民生活を守る重要施策の柱を立て、もっと効率性を追求する予算編成にするべきではないかという理由により、本議案に反対し、議員各位の賛同をお願いして反対討論とします。

○石山米男 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

30番田中議員。

【30番（田中敏雄議員）登壇】

○30番（田中敏雄議員） 市民の会の田中敏雄であります。

今般提案されております議案第50号中、市庁舎の新築事業の提案の仕方に反対し、それにかかわる予算の修正案に賛成の立場で討論に参加いたしたいと思っております。

生意気なことを言うようではありますが、論語に、「よらしむべし知らしむべからず」という言葉があります。今回の問題をとらえますとき、市長は自分の考えや方針を為政者として市民に従わせることは可能であります。ただし、それをこういう理由でこうこうしましたということは難しいんだという政治手法を強く打ち出したものという印象を私は強くいたすものであります。

そこで、議会は市庁舎建設問題に関する市民会議の答申を議会の立場から真摯に拝見いたしましたし、我々議会も特別委員会の設置をいただき真剣に議論に議論を重ねられましたその経過と結論を、提案者でありました委員長、佐藤清春議員から当時の議長として答申を受けたものであります。もちろん、市長には議会の考えもしかと伝わっているものと私は思料いたしているところであります。提案権はもちろん、すべて市長にあるといたしましても、議事その事件は、議会が決定するものであります。決定は議会にありますと言いかえます。当初、よかれ方式だったのか、あるいは何らかの妥協の産物であったのかもしれませんが、分庁方式の効率の悪さは今さら申し上げるまでもないと思っておりますし、本庁の集約化はむしろ我々議会の方針でありますから、早期の集約化、一元化が望ましい姿であると思っております。

今回の提案は、緊急避難的な対応という受けとめ方はどうしてもできません。申し上げますが、議会を軽視しての拙速な強引な手法では、禍根を残しかねないというふうに申し上げておきたいと思っております。ただ効率だけでは律し切れない問題も多々あると思っておりますし、地域感情の融和などの課題も少なくないと思っております。それと、地域の活性化策など地域づくりと、それと我々は秋田県のセカンドシティとしての観点からの議論を進めることが肝要かと思っております。貧すれば鈍するということに陥ってはならないと思っておりますし、4つの目は2つの目より多く見るということわざだってあるわけでありますから、本庁の集約化へ市庁舎の位置づけなど方向性を共有できる総合的な立地計画を確立するための

議会との協議の場づくりを逆に提起いたしたい、このように思っているところであります。

関係予算の凍結など市長からの提案があれば、これまたベターな方法であったのかもしれませんが、その姿勢も見られないという点から、提出されました修正案の趣旨説明に賛同して賛成の討論といたします。

○石山米男 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第50号平成22年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正であります。まず委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○石山米男 議長 起立多数であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎浄水場整備に関する事項について

○石山米男 議長 日程第86、浄水場整備調査特別委員会に付託中の浄水場整備に関する事項については、会議規則第45条第2項の規定により同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

浄水場整備調査特別委員長。

【浄水場整備調査特別委員長（佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 浄水場整備調査特別委員長 本委員会に付託された調査事件について横手市議会会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をいたします。

調査の経過については省略させていただいて、調査の概要の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

本市では上内町浄水場の老朽化に伴い、新しい浄水場の建設を予定しています。現在、この浄水場では横手川の表流水を取水しておりますが、浄水場を建設するに当たって、浄水方法を決定する必要があります。議会として、新設の浄水場はどのようなものが最適か研究し、横手市民に安全・安心なおいしい水を飲んでもらうために調査する必要があるということで、平成21年12月定例会で浄水場整備調査特別委員会が設置されました。

平成20年度に提出した横手市水道事業変更認可申請書の添付資料では上内町浄水場の浄水方法は無機膜ろ過方式が最適でしたが、平成21年度に委託した上内町浄水場基本設計業務委託の中間報告では急速ろ過・有機膜ろ過・無機膜ろ過の各方式を比較検討している状況でありました。今回、本委員会では、現地視察による各浄水処理方式の比較、全国の膜ろ過処理を行っている浄水場からの報告の検討、高濁度時における対応の調査など、これまでの委員会の調査についての概要を示す必要があると判断し、中間報告を提出することにいたしました。

これまでの調査の状況についてお話ししますが、当局が比較検討している浄水処理について現地視察を行ってその違いを調査いたしました。

急速ろ過方式の横手大沢浄水場では、水道法で定められている濁度の基準値よりもさらに低い濁度0.1度未満の水を365日つくっておりました。雪解け時や集中豪雨時には取水地点の原水濁度が高くなることもあるということでしたが、水質変化の対応については専門の技術を持った職員が万全の体制で臨んでおりました。

湯沢市では、有機膜ろ過方式の岩崎浄水場と無機膜ろ過方式の横堀・小野浄水場を現地視察しました。導入経緯で両施設に共通していることは、人体に影響を及ぼす寄生虫であるクリプトスポリジウムへの対策でありました。特徴的なところでは、膜ろ過方式は完全に遠隔操作で自動運転し、コストダウンができること。平時より原水の濁度が上がった場合に自動で薬品の配合を変えられることなどが説明されました。また、無機膜の特徴は、有機膜と比べて凍結などによる膜破断がないこと。膜モジュールの交換時期がメーカーで言っている膜の交換年数の倍以上になることなどでありました。

次に、全国の膜ろ過処理を行っている浄水場からの報告を検討いたしました。

膜ろ過方式について上内町浄水場と同様に川の表流水を取水している全国の浄水場で1日当たり処理水量が1,000トン以上の6施設を抽出し、調査依頼に対する回答と施設の仕組みをあらわしたフローシートを取り寄せて検討いたしました。急速ろ過方式については、既に既存浄水場での実績とデータがあるので、改めて他自治体の浄水場へは調査を依頼をいたしませんでした。各浄水場からの回答で、膜ろ過方式の特徴的内容をまとめてみると以下のとおりになります。

運転管理が容易であり、人件費を削減できる。また、専門技術者の育成確保が不要である。カビ臭などの臭気対策、クリプトスポリジウム対策について有効である。建設費、維持管理費等トータルコストが削減できる。膜モジュールが筒状のケースに入ったケーシング収納型の場合は取扱いが容易である。

濁度が高くなっても薬品等の調整は自動コントロールできる。ただし、多くの施設では、膜モジュールの交換費用や交換の時期などを問題点としておりました。急速ろ過に比べ膜ろ過の歴史は浅いわけですが、ある浄水場の浄水設備の機種選定のきっかけとして上げられているのは、国内でクリプトスポリジウムによる汚染が発生し、また一方では膜ろ過研究が進んだ結果、クリプトスポリジウム汚染に対して有効な膜ろ過技術が確立されたことによるという回答もありました。

平成21年度上内町浄水場基本設計業務の中間報告では、膜ろ過方式の場合は高濁度時の処理水量を落

とさず計画処理量を確保するため、粗ろ過設備が必要との理由から、前年度の積算に比べて増額されています。回答をもらった6施設については、膜ろ過の前段階で粗ろ過設備を取り入れている施設が1施設のみで、ほかは粗ろ過設備がないまま高濁度の原水に対応しておりました。濁度が高過ぎる場合に取水を停止して対応した施設もありました。濁度892度の高濁度の原水処理をした実績を持つ施設もありました。

次に、高濁度時における対応について横手市浄水課より資料を提出してもらい、横手川の高濁度の状況を調査いたしました。平成19年9月7日、台風9号の大雨による大松川ダム放流により横手川の濁度が異常上昇し、取水停止した事例と、過去の原水高濁度の統計をもとに、高濁度時の処理について議論をいたしました。

膜ろ過方式の場合は、高濁度時の処理水量を落とさず計画処理量を確保するために、粗ろ過設備が必要との理由から、前年度の積算に比べて増額されております。行政課題説明会での当局説明では、高濁度による浄水不足のための断水はあってはならないし、濁度500度以上の原水の検証をしていなかったため膜ろ過方式には粗ろ過設備を計上したとのことでありました。数年に1回あるかどうかの高濁度時のための粗ろ過設備の必要性を検討いたしました。市民へ安全・安心な水を供給することは大事なことでありますが、粗ろ過設備の増額分は市民の水道料金へはね返ってくるのではないかという意見もありました。調査の結果、以下の事実を確認いたしました。

ほかの浄水場では、さまざまな条件の違いはあっても、高濁度になった河川表流水を粗ろ過設備なしで処理している。高濁度の場合、膜ろ過方式のみならず急速ろ過方式であってもフロッグができないために取水停止をしておる。本市の浄水場で過去に取水停止しているが、配水池の容量により送水を続けて断水には至らなかった。また新設の上内町浄水場で三、四時間の取水停止をしても、保有時間6時間以上の配水池を持っているため問題ないのではないかという意見もありました。

次に、浄水場整備調査特別委員会研修会の開催についてですが、浄水処理などを公平な立場で話できる方に講師を依頼し、研修会を行いました。社団法人日本水道協会に講師依頼し、水道技術総合研究所主任研究員を講師として迎え、研修会では、議長を初めとする特別委員以外の議員、部長を初めとする上下水道部職員等、多くの方々に参加していただいて成功裏に終了することができました。研修内容の中で、膜ろ過施設の特徴をまとめると、以下のとおりとなります。

高い浄水水質を安定維持、クリプトスポリジウム対策には特に有効である。設置面積が少ない。既設浄水場の更新等に特に有効である。維持管理が容易で自動運転が可能であり、遠隔操作ができる。建設工期が短い。膜メーカーのコストダウンにより建設コストの低下が進んでいる。現在、建設中も含めて全国的に大規模膜ろ過施設の導入が進んでいる。ほかに、全国的な傾向ですが、熟練職員の退職と技術の継承という問題が提起されておりました。本市としても、技術職員の採用等で確実に専門的な知識と技術が継承される計画があれば問題はありませんが、後継技術者不足の場合は、運転管理の省力化で対応する必要性を感じました。

また、高濁度原水対策について、原水が河川表流水の場合、洪水時には高濁度の影響を直接受けるために、沈殿凝縮槽、横手川の場合、マンガン除去槽、カビ臭やカルキ臭などの対策のために活性炭処理などの設備が必要であるが、これらの前処理設備があれば、後は直接膜処理しても問題がなさそうであるということを感じました。また、高濁度時における数時間の取水停止が最も有効ではないかというお話しも参考になりました。

本委員会ではこれまでの調査から、全国的な傾向を見ても本市の状況からも、これから浄水場を建設し長期にわたってその浄水場から市民へ安全・安心なおいしい水を供給することを考えた場合、膜ろ過による浄水処理方法が最適ではないかと考えます。また、粗ろ過設備を設置せずに高濁度時の処理についての対応を検討すべきであると考えております。上内町浄水場の予定処理能力以上の施設の稼働状況をさらに詳しく調査し、パンフレット等ではわからない他施設の現場の声などを確認したり、上下水道部からの事業の進捗状況等の説明を随時受けながら、今後も引き続き最適な浄水場整備のための調査検証を行い、その結果について最終報告を行うことといたします。

今こうして中間報告をするに当たって思い出されることは、一昨年12月議会だったと思いますが、一般質問に答える形で五十嵐市長は次のように答弁されております。横手川原水の水質の特徴をよく調べてみると、膜処理が一番いいと思う。五十嵐市長は、市民に安全・安心な水道水を供給するためにいかに心を砕いておったかがうかがわれます。浄水場建設に当たっての市長の造詣の深さに、改めて深甚なる敬意を表し、浄水場整備調査特別委員会の中間報告といたします。ありがとうございました。

○石山米男 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番佐々木議員。

○16番（佐々木誠議員） ちょっとお尋ねしますけれども、水道技術総合研究所の主任研究員を呼んで勉強会をした時の内容がまとめられておりますけれども、その中に粗ろ過設備はどうですかというものが無いんですけれども、そこは話はなかったのですか。ちょっとお尋ねいたします。

○石山米男 議長 委員長。

○佐藤功 浄水場整備調査特別委員長 実は、この報告書の中にお話ししてありますが、膜処理をしている浄水場でいろいろ横手の特別委員会から質問を出しました。その中で粗ろ過装置が設置されてあるかどうかを問いただしております。6施設を調査した結果、粗ろ過装置は1施設だったというようなこともありまして、そのような質疑はありませんでした。

○石山米男 議長 ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。これで浄水場整備調査特別委員長の中間報告を終了いたします。議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

○石山米男 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第1号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第87、議案第1号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第1号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、討論、採決

○石山米男 議長 日程第88、議案第2号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第2号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○石山米男 議長 これで平成22年第1回横手市議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時03分 閉 会

